

第二十四回国会 衆議院 商工委員会 議録 第五十七号

昭和三十一年五月二十九日(火曜日)

午前十時四十六分開議

出席委員

委員長 神田 博君

理事小笠 公昭君 理事鹿野 彦吉君

理事小平 久雄君 理事任本 一雄君

理事中崎 敏君 理事永井勝次郎君

秋田 大助君 阿左美廣治君

宇田 耕一君 内田 常雄君

大倉 三郎君 菅 太郎君

菅野和太郎君 島村 一郎君

首藤 新八君 鈴木周次郎君

野田 武夫君 淵上房太郎君

前田 正男君 南 好雄君

森山 欽司君 伊藤卯四郎君

佐竹 新市君 多賀谷眞稔君

帆足 計君 松尾トシ子君

松平 忠久君

出席國務大臣 石橋 湛山君

出席産業大臣 坂根 哲夫君

出席政府委員 坂根 哲夫君

総理府事務官(公正取引委員会事務局長) 坂根 哲夫君

法務政務次官 松原 一彦君

通商産業政務次官 川野 芳満君

通商産業事務官(大臣官房長) 岩武 照彦君

通商産業事務官(大臣官房長) 徳永 久次君

通商産業事務官(企業局長) 徳永 久次君

通商産業事務官(重工業局長) 鈴木 義雄君

委員外の出席者 議員 山本 勝市君

検事 香川 保一君

専門員 越田 清七君

五月二十五日

鈺害賠償及び鈺害復旧制度強化に関する請願(伊藤卯四郎君紹介)(第二三三二号)

同月二十八日

鈺害賠償及び鈺害復旧制度強化に関する請願(淵上房太郎君紹介)(第二四五六号)

外国産ラミー委託加工貿易禁止に関する請願(瀬戸山三男君紹介)(第二四四七号)

中小企業における信用保険制度の運用に関する請願(森三樹二君紹介)(第二四八〇号)

重油の消費規制緩和に関する請願(森三樹二君紹介)(第二五〇四号)

の審査を本委員会に付託された。

同日

離島振興法の適用範囲拡大に関する陳情書(岡山県議会議長浅越和夫)(第八五二二号)

中国における日本見本市開催の陳情書(岡山県議会議長浅越和夫)(第八五三三三号)

木造船の中共向輸出統制緩和に関する陳情書(福岡県知事土屋香鹿)(第八五四四号)

外産こんにやくの輸入反対に関する陳情書(東京都千代田区有楽町一丁目十一番地全国蒟蒻生産協会長小笠原米一)(第八五五五号)

屋外灯施設費及び維持費の低減化に関する陳情書(岡山県議会議長浅越和夫)(第八六〇号)

日朝貿易促進に関する陳情書(秋田

市議会議長鈴木伝八)(第八六八号)を本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

機械工業振興臨時措置法案(内閣提出第九八号)(参議院送付)

日本製鉄株式会社法廃止法の一部を改正する法律案(内閣提出第八八号)(参議院送付)

〇神田委員長 これより会議を開きます。

まず日本製鉄株式会社法廃止法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。質疑を継続いたします。質疑の通告がありますから順次これを許します。多賀谷眞稔君。

〇多賀谷委員 法務政務次官にお尋ねいたしますが、実は本委員会に旧日鉄法廃止法の一部を改正する法律案が出ておるわけです。実はこの法案の最も問題になっておりますのは、公企業でありました関係上、一般担保の先取得権が規定されておる、それを延期してもらいたい、こういうことではないですか。この法案は昭和二十七年第十三回国会において提案をされました、その際は、富士、八幡と二分分離されました製鉄会社は、今後工業財団を組成の手続をとる、こういう前提で延期をされたわけでございます。ところがさらに昭和二十九年に第十五回国会におきましては、いや今度は企業担保法が政府において成立を見るような状態になっておる。そこで企業担保法が出れば、これは全部包括されるのでこの問題はなくなる。よってそれを二年延期してもらいたいということでは二年延期をしたわけでありませう。ところが本年になりましてまたこの法案が出て参りまして、われわれ議員としてはこの法案の取扱いに非常に苦慮しておるわけでありませう。国会の権威におきまして、二年延期し、また二年延期をし、さらに延期をする。しかも延期の大きな理由は、政府が企業担保法を作るといいながら作っていないところに問題があるわけなんです。私たちは早く企業担保法を作っていたらいい。もし作ることが不可能であるならば、不可能であるということをお早におっしゃっていただかなければ、現在八幡も富士も、いわば景気は非常に上昇しております。そこで財団組成のごとく費用も莫大にかかり、手続もかなりかかり、時間も要するものは、できないならできないと言っておらなければ親切心が足りない。今後不況になったときに工業財団の手続をせよと言いましたも非常に無理であろう。ですから早く政府としては態度を決定していただきたい、かようにわれわれは考えておるのであります。そこで今まで私たちは法務省の参事官の方あるいは通産省の企業局、さらには一般の方々の意見を聞き、とにかく政府の決意さえあればこれは可能である、こういう判断をしておるのであります。そこで担当官庁であります法務省としては、早急にこれを出す意思があるかどうか、少くとも

これは次の通常国会までに私たちは出してもらいたい、かように考えるわけですが、どういようにお考えであるか御意見を願いたい、かように考えます。

〇松原政府委員 お答え申し上げます。法務省でもって企業担保法を計画いたしておりますことは、今お話を通りでございます。法務省としては、提出の意思をもって鋭意その調査に従事いたしております。ただし、これは新しい法案でありますので、経済界における複雑な事情等がございまして、まだ経済界との調整がございまして、そういう意味におきまして、若干伸びてはおりますけれども、なるべく至急に提案いたしたいと、目下努力中でございます。

〇多賀谷委員 実はわれわれは、この法案を二年間だけ延期をいたしたい、かように考えておるわけです。そこで、少くともこの二年間のうちに法案が成立しなければ、またこの問題を延期するかどうかという問題に達着せざるを得ない。そこで次の通常国会か、おそくともその次の通常国会に提出し、その国会において成立を見なければ、さらにわれわれはこの問題を審議しななければならぬのです。聞くところによりまして、二十九年ごろは非常に活発に議論をされておりましたが、その後はどうも停頓状態、それ以上は作業は進捗していませんし、あるいは作業は一応完成しておるかもしれませ

せんが、経済界の意見をその後開かれるというようなこともない状態であり、また経団連といたしましては、まだ意思統一はしておりませんが、現在経済界がよくなし昇期にあり、資本の組み入れ等も十分できつつある今日においては、ぜひ一つ作りたいというような意向も、先日も参考人としてお述べになりました。そこで、私は少くとも次の函会には頭を出してもらいたい、かように考えるのですが、もう一度御答弁を願いたい。

○松原政府委員 お説の通りに、若干の停頓は見ておられますが、これは経済界の複雑な事情のために、その対象についてもまだいろいろ異論があるのでございます。この法案としては、一般の会社を対象としておりますが、経済界においては、二十億ないし四十億というような線においてやりたいという希望も出ておる。従って、ただいま即行ということではできませんが、鋭意御希望のような線に沿うて進めたいということを努力しておるということだけをおし上げておきます。確実に次の国会に提案し得るかどうかということ、相手もあることでございます。直ちにここで言明いたすわけには参りませんが、精一ぱい御希望に沿うて努力する、かようにお答え申し上げます。

○多賀谷委員 では、私はこの日鉄法廃止法の有効期間中に、政府の態度をはつきりしてもらいたい。と申しますのは、できないならできないでまた方法があるのですから、私たちは八幡、富士の会社に対しては、早く組成の手續をしない、こう言わざるを得ないのです。一つすみやかに意思決定を願いたい、かように希望をいたしましたし

て、法務省に対する質問を終わります。○神田委員長 次は伊藤卯四郎君。

○伊藤(卯)委員 通産大臣に、今後の日本の鉄鋼政策の重要な点について、何点か伺いをしておきたい。おそれなく私が伺いすることは、大臣はみな賛成です。ただもたしてやらないでおる点を鞭撻するだけの意味の質問しますから、その意味で御答弁を願いたいと思ひます。

第一点は、銑鉄、厚板、棒鋼にしても、最近の設備の近代化と合理化によつて、欧州各国とやや同じような価格になつてきております。これはまことに力強く喜んでおるのであります。しかし、日本のものが安値であるから輸出がどんどん現在伸びておるといふわけではありません。それは特に欧州各国が内需に不足を輸出に余力がないためでありまして、そういう関係で日本の輸出が伸びておるわけでありまして、この絶好な機会に輸出を伸ばすこと、そのためにはさらに設備の近代化によつて、品質においても、価格においても、世界各國との市場競争において十分打ち勝てる生産態勢の實力を作り、世界の鉄鋼市場確保に全力を注ぐべきであると思ふのであります。この点について政府はどのような処置をとられておるのであるか、この点を一つ伺つておきたいと思ふのであります。それは自然のままにまかせせる形で置かれるのか、輸出については、大臣も御存じのように、相当干渉しておられる点が昨年来、今年度においてもわれわれは見る事ができるのであります。だから、むしろ奨励の意味より干渉の意味をとられておるといふ点をはなだ遺憾に思つ

ておるのでありますが、こういう点について大臣はどのようにお考えになつておるか、これをまず先にお伺ひいたします。

○石橋國務大臣 御説のように、現在の日本の鉄鋼の輸出、これは鉄だけではありません、ほかのものも大体似たものでありますが、海外の市況のいいところに刺激されて輸出が伸びておる。この機会に日本の産業が十分基礎が固まるように至急にしなければならぬといふことを常に考えております。鉄につきましてもむろんそうであります。ただ御承知のように、鉄鋼は世界的に今供給が窮屈であります。従つて鉄鋼そのもので輸出しますと、国内の機械その他の産業に供給する鉄鋼に不足を来す、その方の価格の高騰を来すといふことが起つて参りますので、これもまた非常に困る、この際機械その他の産業も大いに発達させ、海外の市場も確保しなければならぬので、そこで鉄産業そのものを助長しようとするば、むろん輸出はとめてはならないが、同時に国内のその他の鉄を使うところの工業の問題を考えると、無制限に鉄を輸出するわけにはいかない、こういう矛盾を感じておるわけでありまして、今の政府の施策は、その矛盾の間において鉄鋼業もでき、製鉄業もできるだけ国内に大いなる支障を来さない限りにおいては鉄そのものの輸出もこれを許し、できるようにいたしました。製鉄業の助長をはかると同時に、そのためにはなほだしく国内の機械産業その他に支障を来さないように、常にそれぞれの企業者とも話し合ひまして、適当なところで輸出を行なつていく、こういうのが現状であります。

いかに割り切れないところは確かにございませぬ。○伊藤(卯)委員 大臣も内需と輸出の点において割り切ることのできないという悩みを持っておられる点は明らかになつたわけでありませぬ。この点をやりでできるだけ早く解決をして、堂々たる態勢をとつておかなければ、将来日本の鉄鋼界に非常な不安を与えるのじゃないかという点を考えるのであります。漸次お尋ねをしていきますが、世界各國の鉄鋼界はやがて内需が余つて、輸出市場に非常な競争が深刻に起つてくることを予期することができませぬ。それはおそろしく大臣も同様の感じを持たれるだらうと思つておりますが、今その準備態勢を整えておくといふことが、私は日本の鉄鋼界の将来のため、重要な一つの計画でなければならぬと思ふ。輸出が減つたからといって、急に設備を縮小するといふことは、この産業の性質上なかなかできない。これは大臣も同様認められるだらうと思つております。産業規模を縮小すれば、従つて生産コストが高くなることは明らかであります。こういう状態が出て参りますと、鉄が高くなれば、基幹産業でありますから、その影響するところはもろもろの日本の全産業に影響が及んでくる。そうすれば、従つて日本の物価高という問題も起つてくるわけでありませぬ。こういう点も思ひ合せて、私は十分対策を立てておかなければならぬといふことを痛切に感じておるのであります。輸出が減つた場合に、内需対策についての一つの考え方というものをお持ちになつておるかどうかという点であります。

今大臣がおっしゃつた内需と輸出との矛盾、それをそのまま放任しておくといふことになれば、不況にたたかれるということになり、今申したような日本全産業、全物価に非常な影響を与えてくるわけでありませぬから、輸出を貫いて日本の鉄鋼界を守り抜く、その場合に内需においてこれを守り得るか、これらの点について相当明確な政府の鉄鋼政策というものを持っていなければ、私はしばしば鉄鋼界に不安を与えるような状態を引き起すおそれがあると思ふが、こういう点において大臣の考えというものを留意されて進められておるかどうか、この点を承わつておきたい。

○石橋國務大臣 経済界の世界的変動があるといふことは、ある程度予期しなければならぬと思ひます。しかし現状において考えられる限りにおきましては、日本の鉄が余つてくるというような時期はなかなか来そうにもないのであります。まだまだ日本の製鉄業は、その仕事を拡張する必要があるだらうと考えております。これから機械工業その他を大いに発達させる、国内の施設も改善するといふことになりまして、内需もなかなか大きなものでありますから、今の日本の製鉄能力が急に余つてくるというようないふことは、ちよつと想像ができません。しかしながらむろん経済界の変動はありますから、これにはいつも深い注意をして、誤まりないようにしなければならぬといふふうに考えておられますが、今のところでは、日本の製鉄業は、ある程度の輸出と、なお起り得るところの国内需要によつて、御心配のようなことは

今大臣がおっしゃつた内需と輸出との矛盾、それをそのまま放任しておくといふことになれば、不況にたたかれるということになり、今申したような日本全産業、全物価に非常な影響を与えてくるわけでありませぬから、輸出を貫いて日本の鉄鋼界を守り抜く、その場合に内需においてこれを守り得るか、これらの点について相当明確な政府の鉄鋼政策というものを持っていなければ、私はしばしば鉄鋼界に不安を与えるような状態を引き起すおそれがあると思ふが、こういう点において大臣の考えというものを留意されて進められておるかどうか、この点を承わつておきたい。

ないというように考えておる次第であります。

○伊藤(卯)委員 大体茶観論は石橋通産大臣の得意とするところでありまして、これは大臣自身も認めておられるようでありませぬ。ところが経済界の予期しておりますのは、本年の十月ごろから鉄鋼界も横ばいになってくるのじゃないか、先ほどお尋ねしたように、世界の主要鉄鋼国で、内需に余って、必ず輸出競争が激しくなってくるという事は、動かすことのできないものであるという事は、経済界の一致するところでは、そういう点からわれわれが考えますと、今大臣が言われたように、そう手放しに茶観論を持っておられることは、危険千万であると思つておられます。この点は十分一つ今からお考えになっておかないと、日本の鉄鋼界にも非常に波の絶えざるあることはお認めになるでしよう。そうすると、そのときに當って青息吐息をつくというだけでは、日本の産業経済界に与える影響が、あまりに悲惨だということをお警告するのであります。

さらにお尋ねいたしますが、日本の製鉄産業は、国内の資源が不足であるから、国際的市場競争に立地条件が非常に不利であるという事を、われわれはしばしば政府側から聞かされてきております。なるほどそれは原料の点から、また戦後の輸送船が不足している今日、これは私も認めます。そこで私は、これは私認も認めます。そこで私では、これは私認も認めます。政府委員でもよろしゅうございませぬが、鉄鋼の輸入量と国内鉄鋼との比率はどうなつておるか。われわれも大体においてわからぬことはいりませぬけれども、一応明確な点を、政府から伺つておきたいと思つておられます。それから原料炭との比率、これも一つ伺つておきたい。それから船の割合であります。現在これは何も鉄鋼ばかりじゃありません。日本の輸出入の業については、外国船の船賃かせぎの犠牲にしばしばされておるといふことは、これは論の余地のないところでありませぬ。そこで外国船と国内船との比率が、この鉄鋼関係においてどういふ比率になつておるか、この三点について、一つ具体的にお示し願いたいと思つておられます。

○鈴木(義)政府委員 具体的な数字をもって御説明申し上げますと、三十一年度の予定でございませぬが、大体鉄鋼の需要は約千九百万トンでございませぬ。そのうち輸入鉄に依存いたしましてものが、七百三十万トン、かようになつておられます。これ以外に国内鉄でございませぬ。その主たるものは、国内の鉄鋼が約百万トン、それから硫酸滓が百三十万トン、砂鉄が七十五万トン、その他七十三万トン、かようになつておられます。それから原料炭関係は、需要量が六百五十万トン、そのうち三百九十万トンが国内炭、輸入炭が二百六十万トンで、大体六〇%、四〇%の比率になつておられます。それから船の方の關係はできるだけ国内船を使う予定でございませぬが、現在その比率がどういふふうになつておられますか、手元に数字がございませぬが、また別に調べましてお答えいたします。

○伊藤(卯)委員 日本の場合は東南アジア、インド、中国などの大きな鉄鋼の供給地があるわけですが、世界各国とも百パーセントの製鉄原料を持つて

いる国はいずれの国もありません。この困難を、業界の諸君の苦心というから努力というか、その他経済外交上の問題等もありませんが、今まで私どもが見るところでは、業界の苦心と努力にまかすのみであつて、経済外交上からこれらの困難な問題について妥結をしようとするという点については努力が欠けておられることを、われわれはしばしば感じておられるわけですが、私は、基幹産業であるこれに対する政府の協力の仕方についてにはなほ遺憾であると思つておられます。そこで特に関係に於いては有無相通ずるといふか、そういう点があるわけでは、これは何も鉄鋼ばかりではありません。ほかの産業においてもしかりであります。ところがどういふ点については、もちろんコムの問題等があるからという事を多分言われるだろうと思つておられます。何と云つても日本の恵まれておられるのは東南アジア地区にきわめて近い地域に、しかも船で運べるところに豊富な優秀な鉄鋼の産地があるというところが、これは非常に有利な条件だと私は言えると思つておられます。特に海南島のごときは、従来から最優秀な鉄鋼の産地であると思つておられます。鉄鋼それ自身が鉄であるわけである。日本の基幹産業、鉄鋼業を完全ならしめるためには、この点に十分手を打つて、日本の地の利を基礎として、世界競争に十分備えるという事を考えることが最重要だと思つておられます。こういう点についてどういふ方策を今日、今後とらうとしておられるか、一つ具体的に御示し願いたい。

○石橋國務大臣 努力は幾らいたしましても、これで十分だ、もうこれ以上は必要ないという事はありませんから、これは切りがないことでありませぬ。しかし伊藤君の言われるほど、われわれはそういう問題について努力してないわけではない。相当の努力は絶えずいたしているつもりであります。

○伊藤(卯)委員 目に見えない。**○石橋國務大臣** ただし、これはなかなか、目に見えないという事は、相手がありませぬから……。それからまた、いろいろの国際關係で実ははなばなしくやれない悩みがある。非常にやつてはおります。中国方面の事は、御承知のような事情で貿易がはなはだ遺憾ながら、まだもたもたしておりますが、そのほかの東南アジア諸国に対しては、インドにしろもその他にしろ、できるだけ話し合ひをしまして、そこから鉄鋼等の供給を受けるように、しかも相当有利な条件で長期にわたつて安定した供給を受けるような努力は絶えずいたしているでございませぬ。現にそういう話が進んでおるものも一、二あるわけがあります。

○伊藤(卯)委員 どうも、努力はされておると言われるけれども、努力の結果が目に見えてこぬと、努力されたという事を認めるわけにはいかぬ。問題はやはりコムの問題にあると思つておられます。次から次へいろいろいふ点に切り込んでいきますと、これは議論になりますから、きょうはその議論はいたしません。いずれ機会があつたら、大臣と大いに議論をいたしましよ。

によつては十分の一だとも言い、あるいは十分の二だとも言う。それほど陸上運賃というものは高く海上運賃は安いわけですね。そこで日本の製鉄工場の全部は御存じのように海岸線にあるわけですね。この点は私は日本の鉄鋼界が非常に恵まれた地域であると喜んでおられるので、ところが大陸内に製鉄工場を持つておられる諸外国と比較して、日本はこの点にいかにも有利であるかと言つてもありませんが、しかしこの地の利を有効に活用しておらぬと私は常に遺憾に思つておられます。一つ、一つの例を漸次あげておられますが、八幡製鉄所の一例を見ても明瞭です。八幡製鉄所の荷役船は荷を積んだまま製鉄所の構内には入れない。そこでこの洞海湾に入港するためには、六里も七里も離れておられる関門の門司港において上荷を取りまして軽くしてかはいつていく。それから荷を積んだものが出ていく場合においてもやはり満船ができないで、ある程度積んで、それで今度外へ出てまた荷役をかけていくという二重の手数と経費をかけておられるわけですね。そこで洞海湾という港は若松、戸畑、八幡の三市の大工業都市にあるわけですね。従つてここは大臣も御存じか知れませぬが、水産關係なども相当基地としてやつておられるわけですね。さらには、たこは日本の全石炭の大部分といつてもいいほどのものを産出する所でもあるわけですね。こういう非常に重要な工業地帯、ここに出入りする船の数は、一、二を争つておられることは御存じだと思つておられます。大阪が洞海湾か、今は二位になつておられるようでありませぬが、それほどの船の出入りの多い工業港という

の港灣も、八幡あたりでありまして、元來が今の工業に比較すると少し規模が小さ過ぎた、それからまたインドその他東南アジア諸国において三、四万トン級の船が直ちに横着けができるような港といふものはきわめて少ないものですから、そういうことの改善をしないと日本の鉄鉱石などは十分安くないといふことはむしろでありますから、そういうことには努力をいたすつもりであります。

○伊藤(卯)委員 どうもたよりにならぬことおびたしい。これはもう少し、ほんとうに石橋通産大臣は産業経済について、鳩山内閣のピカ一だと言われているのだから、もう少し政治力を持ってやってくれなければならぬ。これは私がしばしば大臣に注文しておることです。この問題についてはもっと真剣に大臣考えてやってもらいたい。

さらにもう一、二点お伺いします。現在のところでは鉄鋼の増産はその原料である鉄銑の増産によらなければならぬといふことは言うまでもありませんが、現在では高炉銑の生産は現状の設備のままで三十年度の生産計画は、これは数字が幾らか私の方が違っておるか分かりませんが、五百十万吨か二十万吨でないか、それが三十五年度の目標では大体現在より百六、七十万吨以上の増産をするぞ、これは自民党の五カ年計画ですが、政府がそういうことを言っておるようでありませう。これを達成するためには千トン溶鉱炉を少くとも五本は作らなければならぬだろうといふことは業界の權威者が明らかにしておるところです。

従つてこれは通産省の方でもお認めになつておると思ひます。この溶鉱炉の

一本当りの建設費が、現在の物価で見てもやはり五十億円以上かかるのじやないか、五本作るということになればやはり二百五、六十億、こういうものを要することはきわめて明らかにされておるようでありませう。この建設資金の調達について政府はどういうふうにお考えになつておるか。つまり増産計画を立てられておる。それを今度は建設しなければならぬといふことは明らかである。従つてこの資金調達について、私はやはり具体的なものがあるはずだと思ひます。でありますからこの点について一つ具体的にこれをお示し願ひたいと思ひます。

それから日本の鉄鋼業者は、わずかな建設資金を調達するために、世界銀行にむずかしい条件をつけられておること、これは通産省お認めになつておると思ひます。そうして世界銀行に百億参りをし、その金を無理な条件下に借りておることをお認めになつておるでしょうか。こういうような状態でありませうから、従つて船舶計画についての設備資金、こういうものについて一貫した計画を私はいきようここで伺つておきたいと思ひます。

現在十本からの旧式溶鉱炉、この古い溶鉱炉が十本ほど、今役に立たないのがあるわけですね。これは非効率で問題にならないで休んでおるのです。こういうものをやはり新式に切りかえるといふことがコストを安くして増産計画を立てるために、これは無視できないことだといふことは申し上げるまでもありません。こういう点についての取扱いをどうしようにお考えになつておられますか。特に最近では中共、インド等も製

鉄増産には非常に積極的です。これは大臣御存じの通りであります。これと競争するために、やはり新式溶鉱炉を初め、鉄鋼生産にも非常な近代化の優秀な設備をもつて生産させる以外にない。これが私は日本の鉄鋼界における世界競争の上における、日本の生命線があるかどうかという点だと思ひます。後どういふことを、これを実現するためにやろうとおるか、それを一つ具体的に伺ひたいと思ひます。

○鈴木(善)政府委員 ただいまの御質問は、今後の高炉設備資金の問題その他の点についてのお尋ねでございます。今各社から案が出ております。総計いたしまして千億をこえる計画でございます。これは高炉ばかりでなしに、今後のいろいろの計画を全部通じて、各社の合計では千億をこえております。かようなわけでありませうが、その中で比較的資金計画も容易になつてきておりますので、自己の増資とかあるいは市中銀行、長期銀行からの借り入れとか、さようなことでできるものが相当ございます。しかしながら特殊の場合におきましては、やはり開銀とか、さようなものを考へていきか、かように考へております。それから古い設備につきましては、今後巻きかえの都度できるだけ許す限り大型化に進んでいきたい、かように考へております。

それから先ほどの点、つけ加えて申し上げますが、専用船の問題でございますが、これも実はたゞいまいろいろ研究しております。問題はやはり

さつき大臣が申し上げました通り、海外の供給先であります港灣関係の設備に、かような点を従来より検討してきております。現在まで鉄鋼業界と通産省で話し合つております問題は、とりあえずはフィリピンあるいはゴアあたりからくるものに対しまして、十五隻程度のものを二万トンぐらいの船で考へていつたらどうかというところが今問題になつておられます。これらにつきまして運輸省と目下折衝したいと考へております。そのほかインドあるいはその他各方面で大量の鉱石が出ます場合には、さらに専用船の型の大きいものを研究いたしたい、かように考へております。これらの資金につきましては、もちろん開銀等の問題も考へていきたい、かように考へておる次第であります。

○伊藤(卯)委員 局長にお伺いします。そうすると五カ年計画というものを立てたに於ておるようであるが、それに対する、今私が申し上げた、つまり千トン溶鉱炉の建設の問題、あるいは旧式溶鉱炉の取りかえの問題、その他第三次合理化計画といふか、そういうものが漸次実施されていくことになりませうが、そうするとその計画実施については、その年度内において事を欠かないような資金計画といふものは、これを十分信用してよろしいのでございませうか。

○鈴木(善)政府委員 通産省といたしましては、目的に沿ひましてできるだけ努力する、それによつて所要の資金は確保したい、かように考へております。

○伊藤(卯)委員 それだけ伺つてお

ば、一生懸命やられるだろうから、やられなかつたらそのかわりにあとがあまりですから、一つ十分気をつけてやつていただきたい。

さらにお伺いしますが、今後の鉄鋼生産対策は、一番問題になるのはスクラップです。このくず鉄が一番問題になるわけですが、そこでこれが一番鉄鋼界の大きな悩みになつておることは御存じの通り。そこでこれを打開するためにはこの転炉問題、御存じのようにくず鉄を使わないで鉄鋼材を作るこの生産方式。これは欧州各国では盛んに競つてやつておるのであります。日本でもまたこれを受け入れることについてかなり民間の中でも争いがあるようです。そこでわが国のごとく、百五十万トン以上というか、あるいは二百万トン近くくず鉄を外国から買わなければならぬという困りにおいては、特にこの転炉問題、転炉による鉄鋼生産の完成については、私はこれは至上命令ともいふほど関心を持って努力しなければならぬことだと思ひます。これについて政府はどういふふうな対策を持つてこれに臨んでおられるか。聞くところによれば、民間鉄鋼業者は、この転炉のпатентовの独占の奪い合いを血眼になつてやつておるようなことも、しばしばわれわれ新聞などでも見たことがあります。また内面の動きにもそういうものをわれわれは感ずることがあるのであります。政府はこの解決を一体どういふふうにしてしようとおられるのか。この転炉のпатентовのごときは、民間の奪い合いにまかすことではなくて、必要があれば国がこれを持って、そして民間の設備、能力等に依つてこれを与えていく、そしてこの転炉によ

することのこの法案をわれわれは通してやろうとするのです。だから政府は国会に対して、われわれに対して甘えてもらっては困る。こんなに七年間もたつて、三回もやつて、さらにまたこれを延ばしていくというような不勉強では許されぬと思う。だから今度は、この企業担保法を作られるのなら作つて、できるだけ早い機会にこれを提案される、その場合には債権者である銀行側と債務者である企業者側との間に、法案を出した、またここで反対、賛成の陳情に押しかけられてきてごたごたするようなことは、はなはだいけませんから、この法案をお出しになる場合には、その事前にもうこの関係者との間においても十分意見を聞いて、その上に立つて、国家的見地から、私

はかくのごとき担保法が日本のために、日本の企業界のために、経済界のために一番よろしい、こういうふうな自信を持ってすみやかに国会に一つお出しになることを強く要望いたしておきます。

以上をもつて私の質問を終ることにいたします。

○神田委員長 次は鹿野彦吉君。

○鹿野委員 私は重工業局長に、簡単な問題でございますが、お尋ねをいたしたいと思ひます。

○鈴木(義)政府委員 木炭鉄がこの春入りましたのは、実はスエーデンからでございますが、これは大体強度の強い鉄物に使ひます強靱鉄に使うわけでありまして、さういふ関係で品質上の関係もございまして、またスエーデンとの貿易関係、そういうことも考慮して千五百トン輸入を許したわけであり

○鹿野委員 申請が三千トンになっておるといふことでございまして、聞くところによりますと千五百トンのものも持て余してなかなか引受け手がないので、運産当局の係の人が、いろいろな事情から引き受けるというふうなことを各方面に言うておるといふことも聞いておるわけでございますが、そうしたことは実際ありましたのかどうか、

○鈴木(義)政府委員 スエーデンからの輸入は、先ほど申し上げました千五百トンが許可されただけでございまして、今後今のところ向うからのオファーもありませんので、当分な

○神田委員長 私これで終わります。

○多賀谷委員 ちよつと法務省の参事官にお尋ねいたしますが、先ほど法務政務次官も、また経団連の方からも、資本金で企業担保の適用を制限する、あるいは適用は資本金で定める、二十億とか四十億とかいふ話が出ましたけれども、私は私制度として、法律の建前から資本金でその法律の適用者をきめるといふことは避くべきである、かように考えるわけでありまして、それは担保力があるかないかというところは銀行が判断すればいいのであつて、銀行の判断によつて企業担保を設定して、こんな企業担保では貸せないなら貸せない、こういうふうな銀行あるいはほかの人が判断すべきであつて、法律によつて資本金の程度によつてその適用

○鈴木(義)政府委員 木炭鉄がこの春入りましたのは、実はスエーデンからでございますが、これは大体強度の強い鉄物に使ひます強靱鉄に使うわけでありまして、さういふ関係で品質上の関係もございまして、またスエーデンとの貿易関係、そういうことも考慮して千五百トン輸入を許したわけであり

○鹿野委員 申請が三千トンになっておるといふことでございまして、聞くところによりますと千五百トンのものも持て余してなかなか引受け手がないので、運産当局の係の人が、いろいろな事情から引き受けるというふうなことを各方面に言うておるといふことも聞いておるわけでございますが、そうしたことは実際ありましたのかどうか、

○鈴木(義)政府委員 スエーデンからの輸入は、先ほど申し上げました千五百トンが許可されただけでございまして、今後今のところ向うからのオファーもありませんので、当分な

○神田委員長 私これで終わります。

○多賀谷委員 ちよつと法務省の参事官にお尋ねいたしますが、先ほど法務政務次官も、また経団連の方からも、資本金で企業担保の適用を制限する、あるいは適用は資本金で定める、二十億とか四十億とかいふ話が出ましたけれども、私は私制度として、法律の建前から資本金でその法律の適用者をきめるといふことは避くべきである、かように考えるわけでありまして、それは担保力があるかないかというところは銀行が判断すればいいのであつて、銀行の判断によつて企業担保を設定して、こんな企業担保では貸せないなら貸せない、こういうふうな銀行あるいはほかの人が判断すべきであつて、法律によつて資本金の程度によつてその適用

○香川説明員 お答えいたします。お説の通り企業担保法案に對しましては、金融界からは時期尚早だ、かりに近いうちに企業担保制度が創設されるにしても、企業担保制度を利用できる債務者と申しますか、株式会社の範囲は資本金で二十億ないし四十億以上の会社に限るべきだといふふうな意見が出ておりますが、お説の通り私どももいたしましては、その二十億、四十億で限るべきだといふ理由が企業担保法案の、弱い担保力と申しますか、そういう面からいって債務者の信用度のバロメーターにしようといふふうな考え方をいたしました場合に、法律でもつて二十億ないし四十億で切るのは妥當でない。それ以下の会社でありまして

○神田委員長 起立総員。よつて本案は原案通り可決すべきものと決しました。

○神田委員長 これにて質疑は終局いたしました。

○神田委員長 御異議なしと認めさよう決定いたします。

○神田委員長 御異議なしと認めさよう決定いたします。

○神田委員長 御異議なしと認めさよう決定いたします。

○神田委員長 御異議なしと認めさよう決定いたします。

○神田委員長 御異議なしと認めさよう決定いたします。

○神田委員長 御異議なしと認めさよう決定いたします。

○神田委員長 御異議なしと認めさよう決定いたします。

○神田委員長 御異議なしと認めさよう決定いたします。

○神田委員長 御異議なしと認めさよう決定いたします。

○神田委員長 御異議なしと認めさよう決定いたします。

○神田委員長 御異議なしと認めさよう決定いたします。

○神田委員長 御異議なしと認めさよう決定いたします。

○神田委員長 御異議なしと認めさよう決定いたします。

○神田委員長 御異議なしと認めさよう決定いたします。

○神田委員長 御異議なしと認めさよう決定いたします。

○神田委員長 御異議なしと認めさよう決定いたします。

○神田委員長 御異議なしと認めさよう決定いたします。

○神田委員長 御異議なしと認めさよう決定いたします。

○神田委員長 御異議なしと認めさよう決定いたします。

○神田委員長 御異議なしと認めさよう決定いたします。

○神田委員長 御異議なしと認めさよう決定いたします。

○神田委員長 御異議なしと認めさよう決定いたします。

○神田委員長 御異議なしと認めさよう決定いたします。

○神田委員長 御異議なしと認めさよう決定いたします。

○神田委員長 御異議なしと認めさよう決定いたします。

○神田委員長 御異議なしと認めさよう決定いたします。

○神田委員長 御異議なしと認めさよう決定いたします。

○多賀谷委員 大臣にお聞かせ願いたいと思うのですが、大蔵大臣が見えておればなおかつこうであったのですが、見えておられませんので通産大臣に御質問申し上げます。私たちは最初、本法案が事業団の構想をもって提出をされるだろう、かように予想しておったのですが、事業団の構想がなくなつております。しかし政府は今までの質疑において、事業団構想がなくなつたけれども、その精神は貫いておる、こうおっしゃっておるけれども、私たちは、事業団構想の最も大きな点は、投資のリスクを政府によってカバーしてやるという点にあったと思うのです。せつかく新鋭設備を据えましても、あるいは需要がないという場合もある、あるいはまたその相手方が大企業であり、その大企業と競争していかなきゃならぬという場合もあるのです、品種によりましては、またそういう場合が多い。そういったと、結局せつかく投資をしてもその投資が犠牲になる。こういう場合には、事業団構想によりまして、それは政府の貸付でありますから、当然リスクは政府が持つ、こういうことになるわけですから、今度の場合の資金の融資でありますと、その企業がリスクを負わなきゃならぬ、こういうことになるわけですから、この点を一体どういうようにお考えであるのか、これをお聞かせ願いたい。

さらに時間がございますけれども、もう一点御答弁願いたいことは、百億という予定の金が本年は十五億しか出ていない。初年度に、法律を出した、いわば開店早々のときに十五億である。三年間継続でありますか、果してその次にどの程度出るのか、ちよつと考えま

しても八十五億ですから、八十五億の半分ということが果して第二年度は出るのであるか、私は非常な危惧を持つわけですね。この点通産大臣の政治力に待たなければならぬと思つていますが、どういうようにお考えであるか、お聞かせ願いたい。

○石橋國務大臣 事業団構想につきましては、省内においても非常に研究して、なかなか議論があつた。いろいろ議論の末、大蔵省当局の意見も聞きまして、とにかく出発においては今回の法案のようなどころから出発するのが最も妥当であらうということ、思い切つて、今の事業団でもって全然リスクを負うという方式でなく、とにかく事業者に一応のリスクを負つてもらうという方式でいく方が、かえつて健全じゃないか、とにかくこれを出発して実行して、その上でなお検討しよう、こういうことで法案を作つたわけでございます。それから金の問題は、もちろん必要があれば、大蔵大臣も実施する上においてできるだけ考慮するということはお考へておりますから、金の上でいろいろ支障を来たすということはないと確信をいたしております。

○多賀谷委員 では最初の予定通り三カ年間で百億という金額あるいは百億かつきりでなくても、少くとも資金の面で本法案が十分な成果を上げ得ないという状態のないことを大臣が確約されましたので、私はその点を期待してゐるわけですね。なおリスクの問題も、全然リスクを負わないという精神ではないようでございますから、あるいは将来リスクの問題が起り、企業によつてはせつかく投資はしたけれども負担が非常に過重になる、こういう場合に

つきましては、また法の改正なりその他をしていただいて、このリスクを私企業に負わして、せつかく芽が出たものをつむむというのではないように希望いたしました。質問を終ります。

○神田委員長 これにて討論は終局いたしました。引き続き本案を討論に付します。討論の通告がありますので順次これを許します。小平久雄君。

○小平久委員 私は自由民主党を代表いたしました。機械工業振興臨時措置法案につき賛成の意見を述べたいと思つています。

わが国の機械工業が戦後十年を経ながら、その合理化、近代化が最もおこなれていゝるということが一般に指摘されておられる。今日までその振興策について何ら法的な手が打たれなかつたということは、われわれの非常に残念に思つておつたところであります。が、今回ここに本法案をもちまして、特に基礎部門あるいは共通部門等の合理化への一歩を踏み出すことになりました。これは、われわれの心から賛意を表するところであり、ただ本法成立の上におきましても、これが実施に当りましては幾つかの注意を要する事項があると思つています。それらの点につきましては、質疑を通じて大体明らかになりましたので、私はごく簡単にこれを指摘しておきたいと思つております。

まず第一には特定機械ないしは特定機械工業の指定であります。これにつきましては当初から非常に多くのものをやるということも果して妥当であるかどうか。同時にまた今後の機械工業の発達に伴つて、現に当局が予定して

いるもの以外についてもこれは重視をしなければならぬというものがおそろしく現われるであろう。こういう点も心に置きまして、今後これが指定に誤りがないようにぜひとも配慮をしていただきたい、こういうことを一つ申し上げておきたいと思つております。

次に本法の目的達成が十分にできるかどうかという点は、ただいまの質疑にもございましたが、何と申しましても資金の確保の点であると思つています。本年度は十五億開銀の融資によつてやるということでございますが、明年度以降の資金の確保ということにつきましては、まだはつきりした見通しもない。今後これはもつぱら通産大臣初め当局の御努力に待つ以外にはないのであります。従つて明年度以降の資金の確保という点については特に一つ御努力をお願いしたいと存じます。同時にまたこの貸出し条件等につきましても現在の一般市中金融機関なりあるいは中小企業の金融公庫なり、これらに比べますならば若干の好条件と云うことはできますが、しかし一面この資金を借りて設備を改善する側に立ちますならば、おそらく私は相当の不安もあるのじゃないか。せつかく資金を借りて設備の改善をしても、それをフルに動かすだけの果して仕事を得られるかどうか。従つてまた償却等についても十分これができるかどうかという点に相当の不安があるのじゃないか、そ

う思つていますので、それらの実情をも勘案いたしまして貸出し条件等につきましても今後一段と一つ御研究をお願いしたいと思います。

次には特定機械工業として指定をされる業界の内部において、また指定を

されざる業界との関係において、そういった内外の関係において相当機械業界全般に本法の適用が影響を及ぼすであろう。ある部分にはプラスであり、ある部分にはマイナスという影響が起るのではないかと云ふに考えられますので、この間の調整ということには特にこれまた意を用いてもらいたい。特に指定に入らないような業者についての対策については、特段の意を用いていただきたい。申すまでもなく機械工業は、いわゆる総合工業でありまして、どの一部門が貧弱でありましても機械工業全体としての能率は上らぬ。いい機械が安くはできない。こういう結果にもなりますので、今申す通り機械工業全般のレベルの向上ということに意を用いていただきたいと存じますのであります。さらには本法の目的も、せつかく詰めればわが国機械工業のレベルを上げて、そうして国内需要を満たすこと、さらには輸出の向上を見ようやく輸出の面でも相当の向上を見て来ましたわが国の機械工業のものを、さらにこれが輸出を増大するところ、これがねらいであると思つています。この間の輸出の増進策等についても、従来の政策だけでは必ずしも満足ではないと考へますので、これに力をいたしていただきたい。また国内におきましても、国産愛用というか、輸入機械をなるべく抑制して、国内機械を使つてほしいという声があつておりますが、しかし一面また需要者側から申しますと、何と申しましても国産機械に対する信用度というものがある。だ低い。従つてこういう実情にかんがみましますときには、何とかしてせつかく国産機械を使う者が安心して使える、

こういった施策を、これは国の施策といいたしてもせひともやるべきではないか。そういう点につきましては、後一つ留意をさせていただいて、今回のこの法案によって合理化等を行う際の機械も、なるべく国産機械で一つ間に合せる、より多く国産機械を使わせたい。そういう方向に一つ御努力を願いたい。それについても、先ほど申し上げた通り、国産機械の信用というものについて、政府が何らかの保証という言葉が適当かどうか知りませんが、安心感を与えるような策をせひともとっていただきたい、こういうことを考えるのであります。

これに関連して一言いたしておきたいと思ふことは、申すまでもなくわが国の機械工業というものは戦時中を通じて、軍の需要というものを中心にして伸びた、極論すればそれも言えるのじゃないかと思ふ。こういう関係があればこそ、戦後他の産業に比べて一番立ちおくれおる、復興がおくれおる、こういう事情でありますので、防衛庁あるいは自衛隊の需要の関係、これはもちろん米国の関係等もあることは方々承知いたしておりますが、防衛庁の調達においての国産機械の利用というものが、私はいかにも少いんじゃないかという気がするのであります。もちろん国家財政の関係もありまして、わが国の国産機械のレベルを上げるといふ建前からいいたしても、あるいはその事業の振興をはかるといふ建前からいいたしても防衛庁がより多く国産機械を使う、単にアメリカの中古ものばかりで間に合せるということではなく、もっとこの国産機械を使うということ

に特に通産当局は骨を折るべきじゃないか、こういうことを私は日ごろ感じておりますので、この際申し上げておきたいのであります。

それから最後に工作機械業界の指導について一言申し上げておきたいのですが、この法案が通りますならば、何と申しましても工作機械業界には一つの新たな需要が起るといふことは争えない事実だと思ふ。そこで業界の側において、あたかも新しい需要がここから起るといふことで漫然と臨まれることは私はどうかと思ふ。ただ完ればよろしいというふうな安易な気持ちで、本法本来の目的に沿わないような機械が業界に提供されるということでは、はなはだ心外であります。そういう点から考えましても、一方において国産機械をなるべく採用すると同時に、工作機械業界には一つこの際当局において十分の指導、監督をされて、本法の目的が十分達成せられるような機械を一つ供給させる、こういうことにせひとも御配慮を願いたいと存じます。大体以上が本法についての私どもの考えであります。最後に先ほど申し上げます通り、機械業界全般のレベルを上げる、全部を合理化するということが、何と申しましても最終のねらいでなければならぬと思ふ。そういう立場から考えますときに、いろいろな問題があると思ふますが、質疑の間にも問題になりましたように、特に産業機械の償却年数の短縮というふうな問題については、通産当局としては一段の努力を払っていただきたい、そしてこの業界がより容易に設備の更新が、むしろ法の援助を待つまでもなく自発的にできるという方向に全般的なる御

指導をお願いしたい、こういうことを最後に申し上げまして、私は本法案に対する賛成の討論を終るものであります。

○神田委員長 次は多賀谷眞穂君。

○多賀谷委員 私は日本社会党を代表いたしました。ただいま議題となつております機械工業設備臨時措置法案に對して、賛成の意を表するものでございます。

日本の産業構造を高度化し、重化学工業に重点を置き、その上に立つて経済自立の達成をする意味において、機械工業の振興は最も重要なものであります。機械工業は付加価値率が高まり、高く、外貨獲得率がまた高いのであります。わが国のごとく人口過剰にして原料少き国におきましては、最重点的に考慮を払ってしかるべき産業でございませぬ。しかも近時中国、インド、ビルマを初めとしたしまして、アジアの諸国家は工業化の方向に進みつつあるものであります。その趨勢にかんがみましても、資本財の輸出が十分期待されておるのであります。しかしわが国の機械工業は、幾多の欠点を持つておるのであります。

第一には、わが国の機械工業は軍需を根幹として膨張してきたのであります。これを輸出本位の市場条件を前提としてきたものに再編成する必要がありますと思ふのであります。

第二は、設備の老朽陳腐化がはなはだしく、かつ今日まで更新が最もおくられておるのであります。しかも競争力の技術、品質、研究、資本、営業がわが国に比して非常に進んでおるといふことであります。本法案は、わが国の機械工業の中心で、ことに最も劣弱な

部門でありますところの基礎的部分品及び部品部門を中心として合理化計画を策定し、その設備を更新する資金の確保をせんとする法案であります。これは若干おそきに失する感はございませぬけれども、われわれは賛意を表する次第であります。さらに本法が生産分野の専門化、規格の統一に一步を進められておるといふことは、まことに時宜に適した処置であると思ふのであります。分業が徹底した部門ほど国際競争力が強いのであります。ことに中小機械工業が独立的な専門メーカーになることの基本としては、分業の徹底化、生産分野の協定の促進、統一規格の設定が必要であると考へるのであります。この点につきまして、需要側の本法に対する協力態勢が一段と必要に感ずるのでございます。

次に私は本法案について、若干の意見をこの際述べておきたいと思ふのであります。第一には、最初本法は振興事業団の構想をもつて出発されておつたのでございますけれども、事情により現在のような法案になつてしまつた。そこで私たちはその事業団構想の中心である投資のリスクをどういふようにするか、すなわち需要が果してあるかどうか、大メーカーとの競争に勝ち得るかどうか、こういうふうな問題については全部企業にその負担を負わすことは今後果して伸び得るかどうかという点を考えますと、若干疑問たらざるを得ないのであります。この機軸を今後政府において何らかのサポートしてやるという処置も講ずる必要があるのではなからうかと考へておるのであります。さらにまた資金の確保につきまして、最初政府は三十億を予定さ

れておつたと聞いておりますが、それが十五億になつておる。果して今後百億の構想を持つて出発された本法が十分なる資金の確保ができるかどうか、この点についても大臣の一そうの御努力をお願いしたいと考へるのであります。

次に本法の線に沿わないところの中小企業についても、十分な考慮が必要ではないかと考へております。これは先ほど小平委員からも言われましたが、本法は六分五厘の開発銀行の資金で、しかも十年間で償還をする、こういう条件になつておられますけれども、中小企業金融公庫から受けますところの本法外の中小企業につきましては九分五厘であり、さらに五年返済である、こういう条件を見ましても、私は本法適用外の中小企業対策も十分考慮していただきたい、かようにお願いをする次第であります。

さらに第三として、輸出市場の開拓と確保に一そうの努力を払つていただきたい、かように思ふのであります。わが国の機械工業の輸出の歴史は非常に浅いのであります。ことに戦前にはほとんどその輸出の経験を持つておりませぬ。そこで日本の製品に対する信用度が非常に低いのであります。同種同等のものであります。欧米諸国に比して五割ないし一五割くらいの低い価格で売らなければ十分買ってもらえない、こういうハンディキャップがあるのであります。そういうハンディキャップをどういふようにカバーしてやるかということがやはり輸出振興の対策の一つでなくてはならないと思ふのであります。そこで輸出価格の大幅の引き下げに対する臨時的処置も

やはり考慮をしなければならぬ、か
ように考えるのでございます。さらに
それに対するサービスとか、ことにア
フター・サービスの問題とか、ある
いは事前における宣伝の問題、こうい
うことも一つ十分考慮していただきた
い、かように考えております。

さらにまたこの機械工業の輸出の点
をいろいろ検討してみますと、独占的
な優良メーカーが、十分輸出に對する
対策が立っていない、かように考える
のであります。それは利潤が内需に比
して低いとか、あるいはアフター・
サービスが必要であつて非常に手間が
かかるか、あるいはまた取引が継続
的でなくて不安定であるとかいうよう
ないろいろなことがあつて、とかく独
占資本あるいは優良メーカーは内需に
その利潤を求めたがる、こういうよう
な傾向にあることは否定できないので
ございます。そこでこれらの優良メー
カーの輸出への動員態勢を立てる必要
がある、かように考えるのでありま
す。でありますから、その点につきま
しても十分御考慮願ひたい、かように
考えておる次第であります。

さらにまたカメラとかミシンとい
う、日本製品で現在よく輸出されてお
ります製品、しかも外国において好評
でありますところの製品につきまして
は、超重点的に政策をとる必要がある
と考えられるのであります。これはス
イスの時計が全輸出量の四五%を占め
ておる、あるいはドイツの光学機械が
非常に輸出率の高い割合を占めてお
る、こういう点から見ましても、日本
も一つこれらの製品を超重点的に振興
して、そうして今申しましたような状
態にまで水準を上げる必要があるので

はなからるか、かように考えておる次
第であります。

さらに第五点といたしまして、国産
化の推進の問題でございます。これは
先ほど小笠委員が御説明になられ
ましたから申し上げませんけれども、
言うはやすくして行はなかなかなか難
いのでございまして、この点について
も格段の努力をお願いいたしたい、か
ように考えております。

第六点といたしましては、材質の問
題でございます。耐久性を生命とい
しますところのこれらの技術的な商品
は、素材という点が非常に問題であ
りまして、その良否、適否をきめる有
力な要素が素材でございます。特殊鋼
その他の研究あるいは振興についても
格段の努力をしていただきたい、か
うにお願ひをする次第であります。

以上希望条件を述べまして本法案に
賛成の意を表する次第であります。

○神田委員長 これにて討論は終局
いたしました。

機械工業振興臨時措置法案につ
いて採決いたします。本案に賛成の諸君の
起立を求めます。

〔総員起立〕

○神田委員長 起立総員。よつて本
案は原案の通り可決すべきものと決
しました。

この際小笠公昭君より本案に對し附
帯決議を付したいとの提案がされて
おります。小笠公昭君に発言を許しま
す。小笠公昭君。

○小笠委員 たいま可決になりまし
た、機械工業振興臨時措置法案に對
して次の附帯決議を付したいと存じま
す。まず附帯決議案を朗読いたしま
す。

政府は、本法施行に當り、機械工
業のわが国産業に占める位置および
将来加重されるべき重要性に鑑み、
左記事項を中心として、その速かな
発達に遺憾なき措置を講ずべきであ
る。

一、本法による合理化施策の策定に
當つては、特に規格の統一（特に
部品）に留意してその互換性の確
保に努めること。

二、本法施行に必要な資金の確保に
ついて一段の努力を重ねるとも
に、指定業種以外のものについて
も、その設備近代化のため、所要
資金の確保に努めること。

三、機械の販路増大を図る方策とし
て、機械に関する総合対策を樹立
し、之を計画的に推進すること。

このため、特に一般産業設備機械
の耐用年数の短縮、技術研究機関
の充実、輸出振興の積極的助成な
ど必要な措置を強力にとること。

ただいま討論があり、本法案の審議
の過程におきましてクローズ・アッ
プされた問題は、まず第一に日本
の国の機械工業が立ちおかれておる。
しかもこれは手のかけ方によつて、
将来日本の産業として最も強く伸びる
ものであり、伸ばさなければならぬも
のであるということが一つ、もう一つ
は、日本の機械工業振興の一つの大き
ななきとして、一般産業設備の更新、
近代化を促進すること、そのために耐
用年数等の短縮をはかつてこれを誘引
すること、さらにこれによつて
日本の使用する機械を国産化の方向に
向けるということ、また本法案の使命
は、かかつて必要な資金の供給が確
保できるかどうか、こういうふうな問

題にあつたと思つてあります。これ
らの点につきまして、政府は今後本法
の施行に當りまして特に十分なる御配
慮を願ひたい、こういうふうな趣旨に
おいて本附帯決議案を提出いたした
と思つてあります。

特に、日本の機械製品の一つの欠点
は、互換性の少いこととあります。部
品の統一という問題、今日終戦後J
Sマーク、標準化運動は行われてお
りますが、まだ微弱たるを禁じ得ませ
ん。そういう意味におきまして、機械
工業の発達、その海外への進出の基礎
は、りっぱな規格、統一したものを
出していくということにありま
すので、その点も特に御配慮を願ひたい、こ
ういふ趣旨であります。

以上簡単に附帯決議提出の理由を御
説明申し上げたわけでありまして、何
分各位の御賛同をお願い申し上げたい
と存じます。

○神田委員長 たいまの小笠公昭君
提出にかかる附帯決議案について採決
いたします。本附帯決議案に賛成の諸
君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○神田委員長 起立総員。よつて本
案には、小笠公昭君提案の通り、附帯決
議を付することに決しました。

たいまの附帯決議に對し、通商産
業大臣より発言を求められておりま
す。これを許します。石橋通商産業大
臣。

○石橋國務大臣 通商産業大臣として
最も重きを置きました法案の一つであ
ります機械工業振興臨時措置法案に
ついて、非常に御熱意のある御検討を
いただきました、本日この法案が無事通
過しましたことを厚くお礼を申し上げ

ます。同時に今小笠委員より提出せら
れ、皆さんの御賛同を得ました附帯決
議は、もちろん私どもの異論のないと
ころであるのみならず、最も自分たち
も推進したいと思つるところでござい
ますから、十分御趣意を尊重して善処
いたすつもりであります。一言ごあいさ
つ申し上げます。

○神田委員長 お諮りいたします。本
案に関する委員会報告書の作成につ
きましては、委員長に御一任願ひたい
と存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と答ふ者あり

○神田委員長 御異議なしと認め、さ
よう決定いたします。

○神田委員長 この際お諮りいたしま
す。鉱害賠償及び鉱害復旧制度に関
する問題調査のため、来たる六月一日、
参考人の出頭を求め、意見を聴取
したいと存じますが、御異議ありませ
んか。

〔異議なし〕と答ふ者あり

○神田委員長 御異議なしと認めま
す。

なお、参考人の選定等につきまして
は、委員長に御一任願ひたいと存じま
すが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と答ふ者あり

○神田委員長 御異議なしと認め、さ
よう決定いたします。

○神田委員長 この際佐竹君に発言を
許します。佐竹新市君。

○佐竹(新)委員 先般本委員会にお
きまして、資料として、佐竹間ダム発
電所工事に関する資料をいただいたの
でございます。その後われわれは詳細に
この契約の内容にわたつて検討いた
していただきましたところが、われわれとい

しましては幾多の疑点がございますので、電源開発会社は本委員会の所管にもなっておりますが、もう会期もわずかでございますが、あすは外貨の問題、明後日は一日あいておりますが、これは申し合せによりまして、外貨の問題が長くなればさらに明後日もやろう、今日の午後も外貨の問題をやらぬか、こういうことであります。この三日間の間に、委員長におかれましては、工事請負の責任者である電源開発の総裁小坂氏、その他技術関係の人、公益事業局の人、これらの方々を本委員会に呼ばれて、われわれが疑点を持っている点を明細に聞いておきたい。このことよって国民の誤解を招いている点は――世間にはいろいろ流布されておりますが、私たちはそういうことには一向関知いたしません。問題は、この工事の契約の内容について私たちが種々検討いたしましたところ、どうしても疑点があるわけでございます。これは所管委員会でございますので、大臣の出席を求めまして、ぜひとも検討したいと思っておりますので、委員長は急速に理事会にかけられてこれを決定していただきたいと考えます。

○神田委員長 ただいまの佐竹君の発言につきましては、いづれ理事会を開いて御相談いたすことにいたしましたと思っております。

本日はこの程度にとどめます。次会は明三十日午前十時より開会することとし、これにて散会いたします。
午後零時四十三分散会

〔参照〕

日本製鉄株式会社法廃止法の一部を

改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
機械工業振興臨時措置法案(内閣提出)に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕

昭和三十一年六月一日印刷

昭和三十一年六月二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局